

受講者の皆さま

D48 「2 級土木施工管理技士受験合格講座」
3 か月目レポート 法改正のお知らせ

JTEX（訓）日本技能教育開発センター
企画開発グループ
TEL 03-3235-8682

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

この度は、当センターの通信教育講座をご利用いただき誠にありがとうございます。

今回ご受講いただきました通信教育講座「2 級土木施工管理技士受験合格講座」の 3 か月目レポート (T3、F 印)におきまして、法改正に伴う無条件配点が生じたので、ご連絡いたします。

建設業法の改正(令和 7 年 2 月 1 日)に伴う無条件配点です。

法改正に伴う修正箇所(金額)をまとめましたので、確認いただければと存じます。

なお、価格改定が続く昨今、金額にかかわる問題は当面の間出題されない可能性が高いと思われるので、あわせてお知らせいたします。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

◆ 3 か月目レポート課題(T3、F 印) 問 11

(1) 公共性のある施設に関する重要な工事である場合は、請負代金に関係なく、工事現場ごとに専任の主任技術者または監理技術者を置かなければならない。【誤り】

→ 建設業法施行令第 27 条の改正によって、正しい請負代金額は「3,500 万円以上」から「4,500 万円以上」になりました。

(2) 特定建設業者のうち、工事現場ごとに専任の監理技術者を置かなければならないのは、下請契約の請負代金の額が 5,000 万円以上 の場合である。【誤り】

→ 建設業法第 26 条の改正によって、正しくは「4,000 万円以上」から「5,000 万円以上」になりました。

以上
(2502)